

神奈川県観光振興条例・計画検討分科会の設置（案）

1 神奈川県観光振興条例・計画検討分科会の目的

神奈川県観光振興条例・計画の見直し等の検討を行うため、神奈川県観光魅力創造協議会のメンバー、有識者等により組織した分科会を設置する。

【参考】神奈川県観光魅力創造協議会設置要綱

(分科会)
第6条 会長は、必要があると認めるときは特定の事項について認定、調査及び検討等を行うための専門分科会を設置することができる。
2 分科会に座長を置き、座長は協議会会長が指名する。
3 分科会の構成員は、座長が指名する。
4 分科会の会議は、座長が必要に応じ招集する。

2 神奈川県観光振興条例・計画検討分科会の概要

(1) 座長

國學院大學 研究開発推進機構・地域マネジメント研究センター
梅川 智也 教授

(2) 分科会構成員（調整中）

- ア 学識・有識者（3～4名程度）：地域活性化、インバウンド、データ分析などが専門の方
- イ 地域の観光団体（3～4名程度）

(3) 検討事項

- ア 神奈川県観光振興条例の見直し
- イ 神奈川県観光振興計画の改定
- ウ 計画の実施におけるPDCAサイクルの検討
- エ その他

3 令和4年度のスケジュール（案）

	R4 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
協議会（全体）	●			○			○ (メール)
協議会分科会				○			○ (条例見直し・計画素案)
審議会	●		(条例見直し・計画骨子)		○		
県議会		●			○		

	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月
協議会（全体）			(メール) ○				
協議会分科会			(メール) ○				
審議会	○	パブコメ	○ (原案)				
県議会	○			○	公表		

- 令和4年度単年度の施策体系
- 令和5年度以降の新たな観光振興計画